

仕様書

1 件名

ラグビーおもてなしパンフレット制作業務委託

2 委託期間

契約締結の日の翌日 から 令和元年9月30日 まで

3 事業の目的

今年開催されるラグビーワールドカップ（以下「RWC」という。）においては、観戦を目的に競技人口が多い欧米豪の観光客数が増えることが見込まれている。

福岡市及び（公財）福岡観光コンベンションビューロー（以下「FCVB」という。）では、この絶好の機会を活かし、福岡市の特長や楽しみ方などを効果的に発信することで、外国人観光客の回遊と消費活動の促進、また、リピーターの獲得や海外での口コミの醸成をはかり、その後の欧米豪からの観光客の増加・継続を目指している。

そこで、福岡に来訪するRWCの観戦客を対象としたパンフレットを作成し、WEB（福岡市公式シティガイド「よかなび」等、福岡市関連のホームページやRWC関連ホームページ等）と連動しながら、RWC関連イベントや福岡市の観光資源、インバウンド受入対応飲食店情報等の効果的な情報発信を行い、観戦のために訪れた外国人の満足度を向上させることを目的とする。

4 委託概要

RWCの観戦客である欧米豪の観光客に対し、RWC期間中に開催されるイベント、福岡市の観光資源、インバウンド受入対応飲食店情報等を効果的に発信するパンフレットの制作にかかる企画・構成、撮影、編集、翻訳、印刷、その他一切の業務。

(1) 内容構成は、以下のとおりとすること。

- ・既存の観光ガイドブックとは明確に切り口を変え、単なるイベント紹介、店舗紹介にならないよう、欧米豪のラグビーファン層を想定し、創意工夫を加えた内容構成とすること。
- ・切り口例：テーマを「15 things to try in FUKUOKA」（福岡でトライしたい15のこと）と設定し、それに沿った内容構成とする。

※この例に沿った提案でも、全く違う切り口の提案でも可である。

(2) コンテンツについては、以下の情報を盛り込むこと。

- ①博多旧市街情報（博多旧市街で開催するイベントを含む。情報は福岡観光コンベンションビューロー（以下「FCVB」という。）から提供するものとする。）
- ②福岡市博物館、福岡市美術館、福岡アジア美術館、その他福岡市の観光施設の紹介

- ③福岡の食の紹介，飲食店情報（多くても20店舗程度とする。）
 - ④福岡の伝統工芸品の紹介，小売店情報（数店）
 - ⑤福岡市郊外で楽しめるアクティビティ
- (3) 上記コンテンツ以外に，福岡市内の主要ホテル，外貨両替所，海外発行カード対応ATM及び掲載飲食店舗等をプロットしたマップ，並びに外国人の利便性を向上させる情報（観光案内所，緊急連絡先等）を掲載すること。
 - (4) 福岡市公式シティガイド「よかなび」等，FCVBが指定するホームページのQRコードを掲載すること。
 - (5) 表紙デザインは，FCVBで指定することがある。
 - (6) 規格（カラー・サイズ・ページ数（32ページ以下）等）・紙質等については，福岡市を効果的にPRすると共に，携帯性を確保した規格・紙質等にすること。
 - (7) 作成言語は英語を基本とし，フランス語を併記すること。
 - (8) 制作に当たっては，構成，コンテなどを事前にFCVBに提出し，内容について十分協議を行うこと。

5 成果品等

- (1) 成果品
 - ①パンフレット 12,000部
 - ②電子データ パンフレットの版下データを収録したCDまたはDVDを3部
- (2) 納品場所 FCVB
- (3) 納品期限 令和元年9月18日（水）

6 委託における著作権等の権利の取り扱い

- (1) この委託で調査・制作された物やデータ等（以下「制作物」という。）に係る複製権，上演権，上映権，公衆送信権，送信可能化権，展示権，頒布権，譲渡権，貸与権及び翻訳権は，FCVBに帰属するものとする。
- (2) FCVBは，制作物の一部について差し替え，削除及び追加の必要が生じた場合には，受託者又は受託者以外の事業者へ委託し，その改変を行うことができるものとする。
- (3) FCVBは，制作物を他の用途に使用できるものとする。また，FCVBが認める場合には，受託者は，第三者による使用を了承するものとし，使用料がかからないこととする。
- (4) 上記(2)及び(3)の場合において，受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には，受託者がその手続きを行うものとする。
- (5) 制作に当たって利用する著作権や肖像権等の権利関係に関することは，受託者において処理するものとする。

7 留意事項

- (1) この委託契約に係る成果は、FCVBに帰属する。
- (2) この委託契約に係る業務の遂行に当たっては、受託者は、FCVBと十分な協議及び連絡を図るものとする。
- (3) この委託契約に係る委託内容は、FCVBと受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (4) この委託契約に係る業務の遂行に当たり発生した事故等については、受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- (5) 成果品をFCVBへ提出した後において、成果品の瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において適切に対処することとする。
- (6) 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、FCVBの承諾を得ることなく第三者に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた事項については、FCVBと受託者が協議の上で決定するものとする。
- (8) (7)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。